

1 調査目的

茨城県では、2016年に「茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例」を制定し、犬猫の収容頭数や、殺処分頭数を減らすため、動物愛護に係る啓発活動や、動物愛護に係る課題に取り組む市町村や団体等への支援など、各種動物愛護管理施策を実施してきました。その結果、2019年度以降、犬猫の殺処分ゼロ（収容中死亡や、収容時重度負傷など譲渡に適さないことを理由とする安楽死処分を除く）を達成、継続してきました。また、条例制定以前と比べ県動物指導センターへの犬猫収容頭数が半分以上減少する（2016年度：3,900頭 2023年度：1,578頭）など、成果を上げています。

一方で、今後も殺処分ゼロを継続し、県動物指導センターへの収容頭数を減少させていくためには、更なる動物愛護管理施策の推進が不可欠です。

本アンケートは、本県が行う動物愛護管理施策をより一層充実させるため、動物愛護に対する考えや県に期待する施策についてご意見を伺い、今後の動物愛護管理施策の検討資料とすることを目的に実施しました。

2 結果の概要

<茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例による成果の認知度>

- ・「茨城県が犬猫殺処分ゼロを達成、継続していること」及び「茨城県に収容される犬猫の数が減少していること」を両方とも知らなかったと回答した人は、全体の6割以上であり、県の取組による成果について、認知度が低い状態であることが分かった。

<犬猫の殺処分について>

- ・犬猫の殺処分の是非については、「殺処分は避けたいが、新しい飼い主への譲渡が困難であり、収容施設が過密状態である場合には、やむを得ない」が63.1%と最も多く、次いで「殺処分は絶対にあってはならない」が22.2%となった。

<犬や猫に関する困りごと>

- ・回答者の多くが、「飼い犬や猫（野良猫・飼い猫）の糞尿」や、「犬（野良犬・飼い犬）や、猫（野良猫・飼い猫）の鳴き声」といった、飼い主の不適切な飼養管理による生活環境の悪化について、困りごとを抱えている（いた）結果となった。

<殺処分ゼロの維持、収容頭数の減少に向けて必要なこと>

- ・「不適切な飼養管理を行う飼い主や、動物取扱業者への指導や罰則の強化」、「飼い主一人ひとりが適正飼養・終生飼養に努めること」に関する回答が多く得られた。

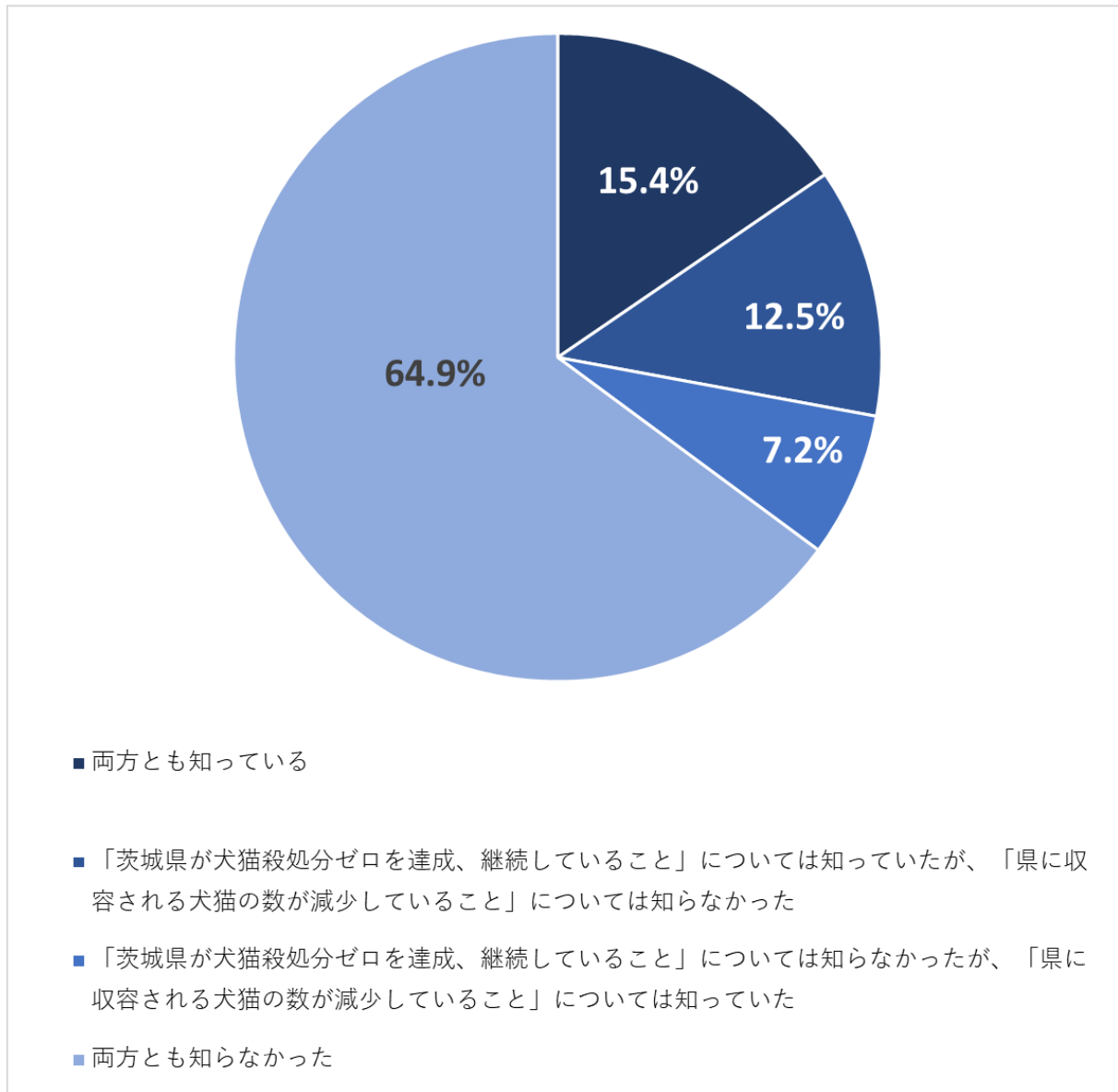
<今後の事業展開について>

- ・県の取組の成果についてさらなる広報周知を行うと共に、「犬猫殺処分ゼロ」を維持するため、各種取組を推進していく。
- ・課題として多く挙げられた「飼い主による適正飼養の徹底」や「飼い主や動物取扱業者への指導強化」について、積極的な啓発活動や監視指導の徹底など、より一層取組を推進していく。

【問1】（条例による成果の認知度）

あなたは、「茨城県が犬猫殺処分ゼロを達成、継続していること」や、「県に収容される犬猫の数が減少していること」について、知っていましたか。次の中から、あてはまるものを1つ選んでください。

(n=1,204)



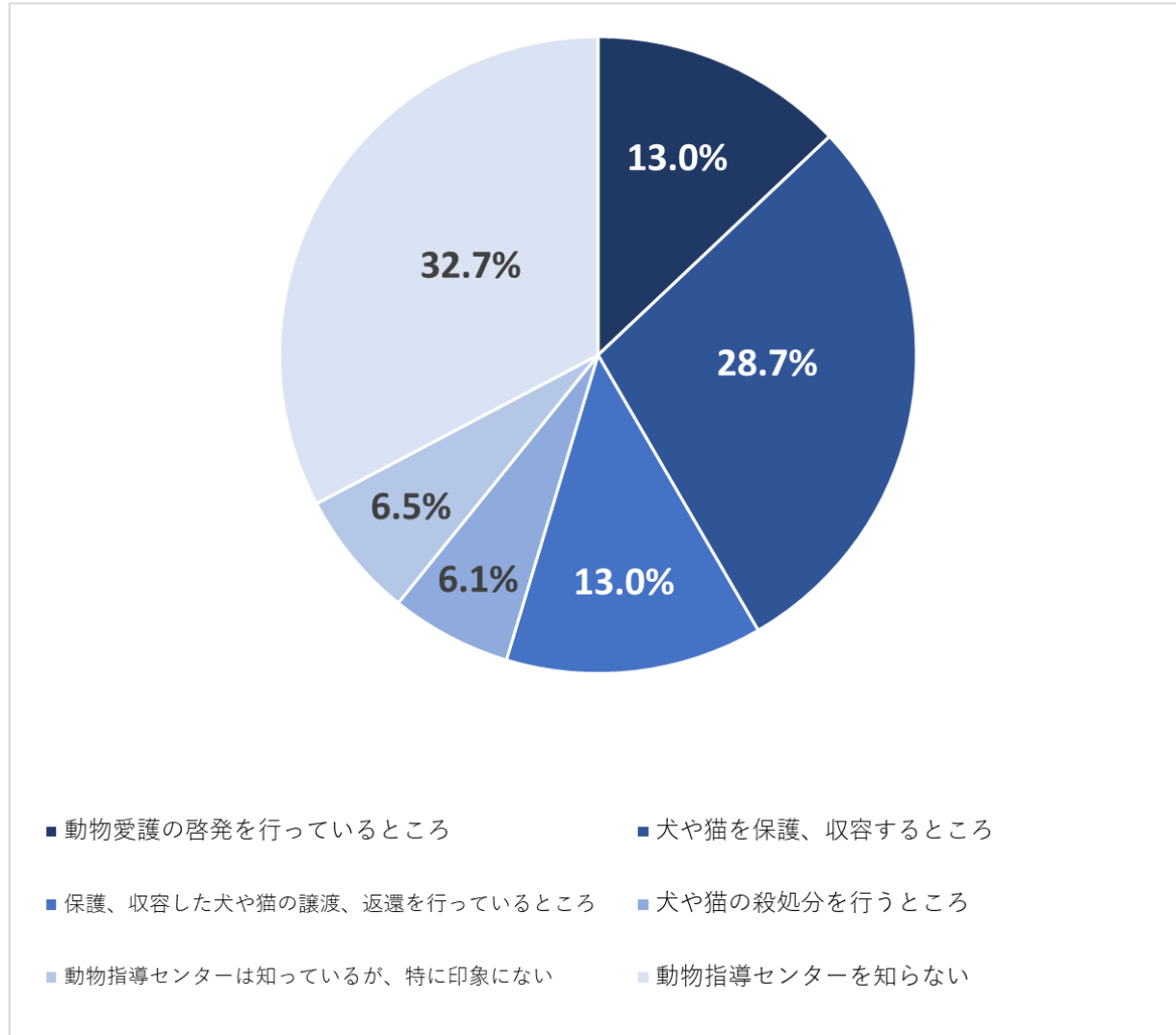
- 「茨城県が犬猫殺処分ゼロを達成、継続していること」及び「茨城県に収容される犬猫の数が減少していること」を両方とも知らなかったと回答した人は、全体の 64.9%となった。
- 「茨城県が犬猫殺処分ゼロを達成、継続していること」を知っている割合は 27.9%、「茨城県に収容される犬猫の数が減少していること」を知っている割合は 22.6%に留まった（それぞれ「両方とも知っている」（15.4%）を含む）。

【問2】（茨城県動物指導センターが行う業務の認知度）

茨城県では、動物愛護に関する業務を行う機関として「茨城県動物指導センター」を設置しております。

あなたは、当センターについてどのようなイメージをお持ちですか。次の中から、最もあてはまるものを1つ選んでください。

(n=1,204)



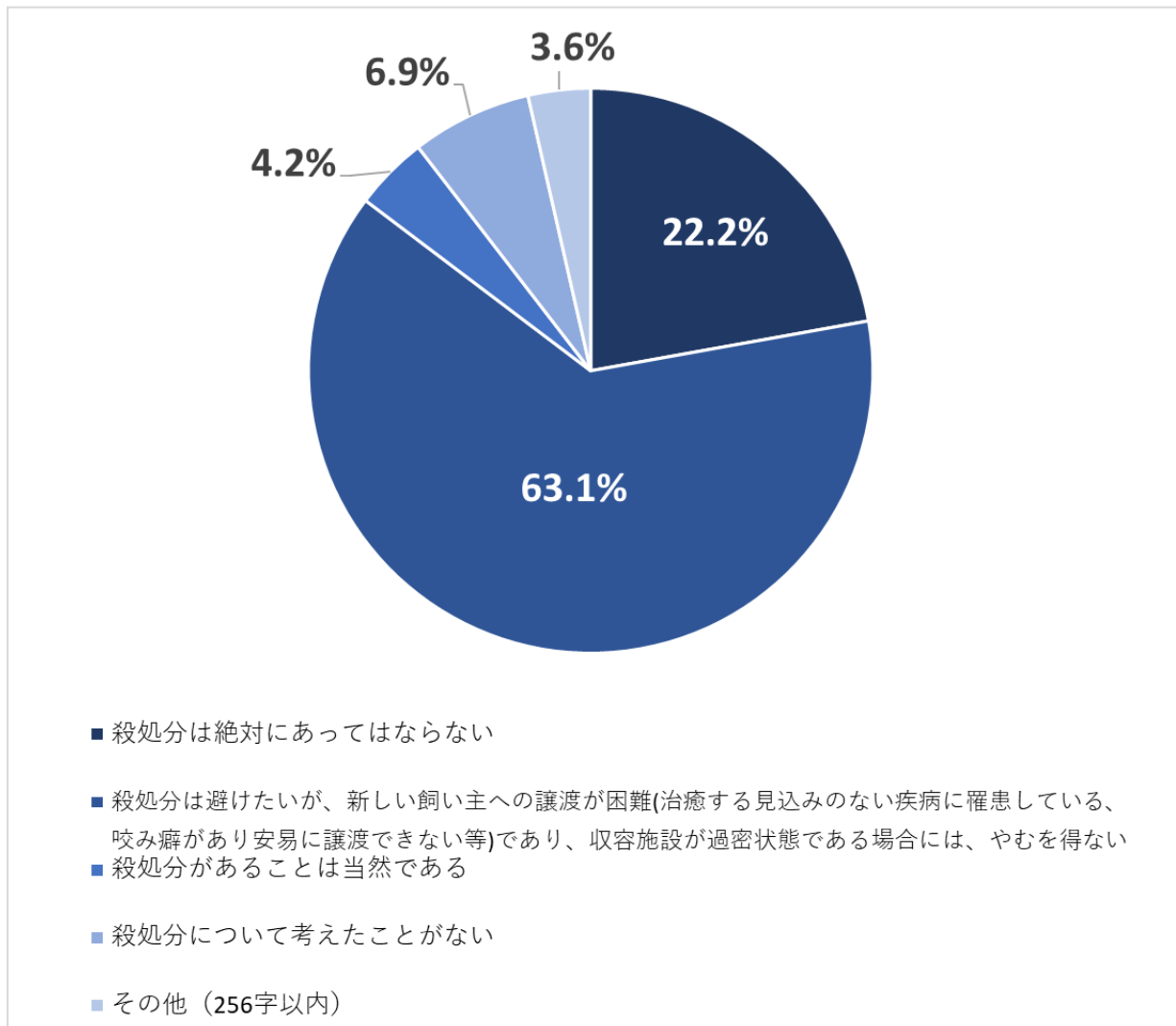
- 全体として、「動物指導センターを知らない」が32.7%と最も高く、次いで「犬や猫を保護、収容するところ」(28.7%)、同率で「動物愛護の啓発を行っているところ」(13.0%)、「保護、収容した犬や猫の譲渡、返還を行っているところ」(13.0%)となった。
- 「動物指導センターを知らない」(32.7%)や、「動物指導センターは知っているが、特に印象がない」(6.5%)など、動物指導センターについて知らない、又は印象がないとする回答が約4割を占める結果となった。

【問3】（犬猫の殺処分について）

茨城県では、2021 年度以降、犬猫の殺処分ゼロを達成しています。一方で、動物福祉の観点から、殺処分はやむを得ない場合もある、という考えもあります。

あなたは、行政が行う犬や猫の殺処分について、どのように考えますか。次の中から、あなたの考えに近いものを1つ選んでください。

(n=1,204)



○全体として、「殺処分は避けたいが、新しい飼い主への譲渡が困難（治療する見込みのない疾病に罹患している、咬み癖があり安易に譲渡できない等）であり、収容施設が過密状態である場合には、やむを得ない」が63.1%で最も高く、次いで「殺処分は絶対にあってはならない」が22.2%と続いている。

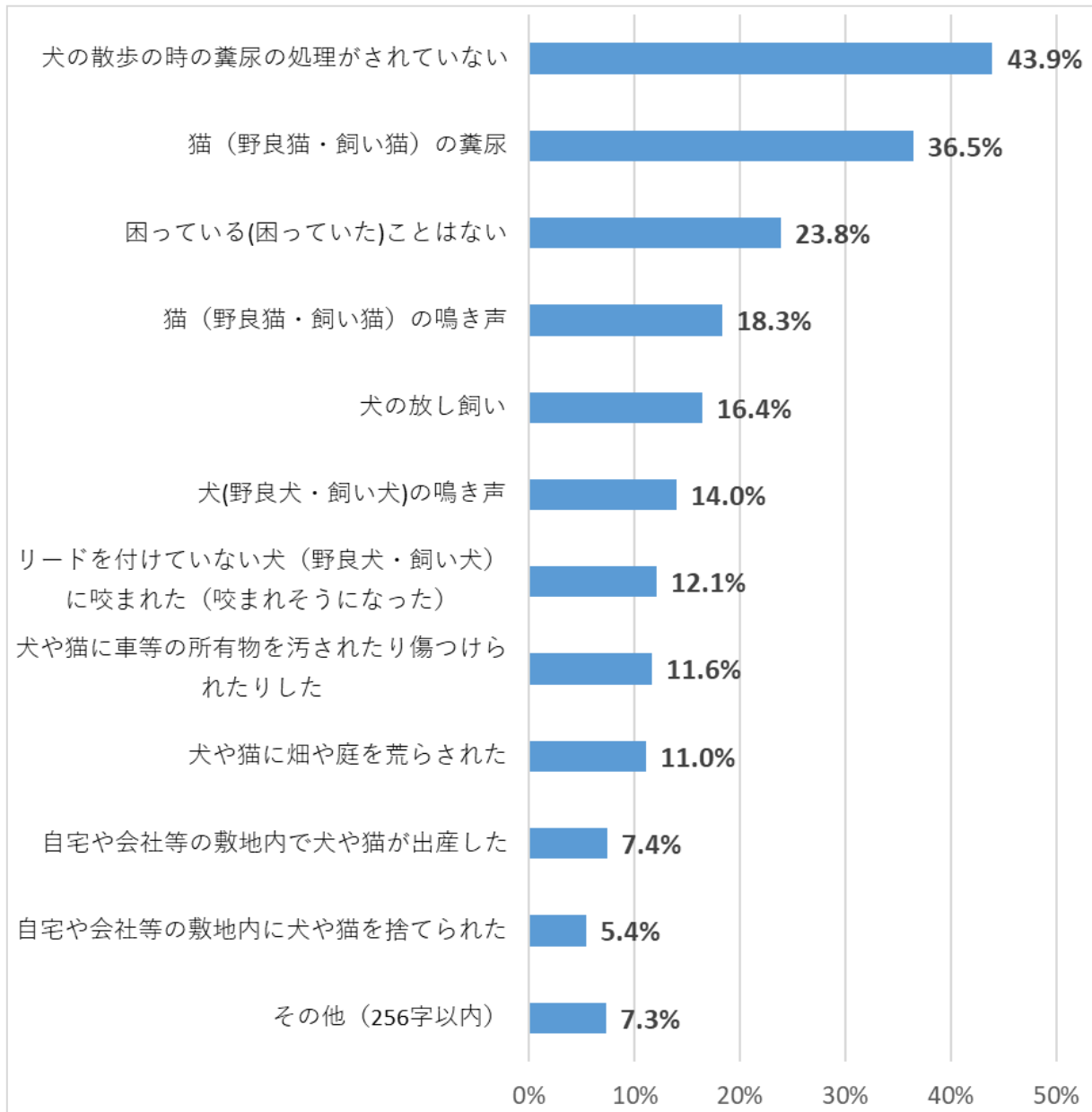
○「その他」（3.6%）として、次のような意見が挙げられた。（計 43 件）

- ・収容時に容態が芳しくない場合は安楽死という選択もあると思うが、咬み癖等は民間の協力のもと根気強く治してあげてほしい
- ・犬猫をペットとすること自体に賛成できない。野生の犬猫は他の野生動物と同様に扱うべきだと思う
- ・野良/捨て/虐待犬・猫をした人間に対する罰則を強化すれば良い
- ・殺処分は絶対にあってはならないとしたいところだが、安易な気持ちで犬や猫を飼いたくなるペットショップやホームセンターへの指導も厳しくしてほしい
- ・答えが出ない

【問4】（犬や猫に関する困りごと）

あなたは、犬や猫で困っている（困っていた）ことはありますか。次の中から、あてはまるものをすべて選んでください。

(n=1,204)



○全体として、「犬の散歩の時の糞尿の処理がされていない」が43.9 %と最も高く、次いで「猫（野良猫・飼い猫）の糞尿」が36.5%となった。また、「猫（野良猫・飼い猫）の鳴き声」（18.3%）や「犬（野良犬・飼い猫）の鳴き声」（14.0%）も全体として多くの回答を得ており、回答者の多くが、犬猫の糞尿や鳴き声による生活環境の悪化について、困りごとを抱えている（いた）結果となった。

○「困っている（困っていた）ことはない」は23.8%で、全体の上位3番目の回答割合となった。

○「その他」（7.3%）として、次のような意見が挙げられた。（計88件）

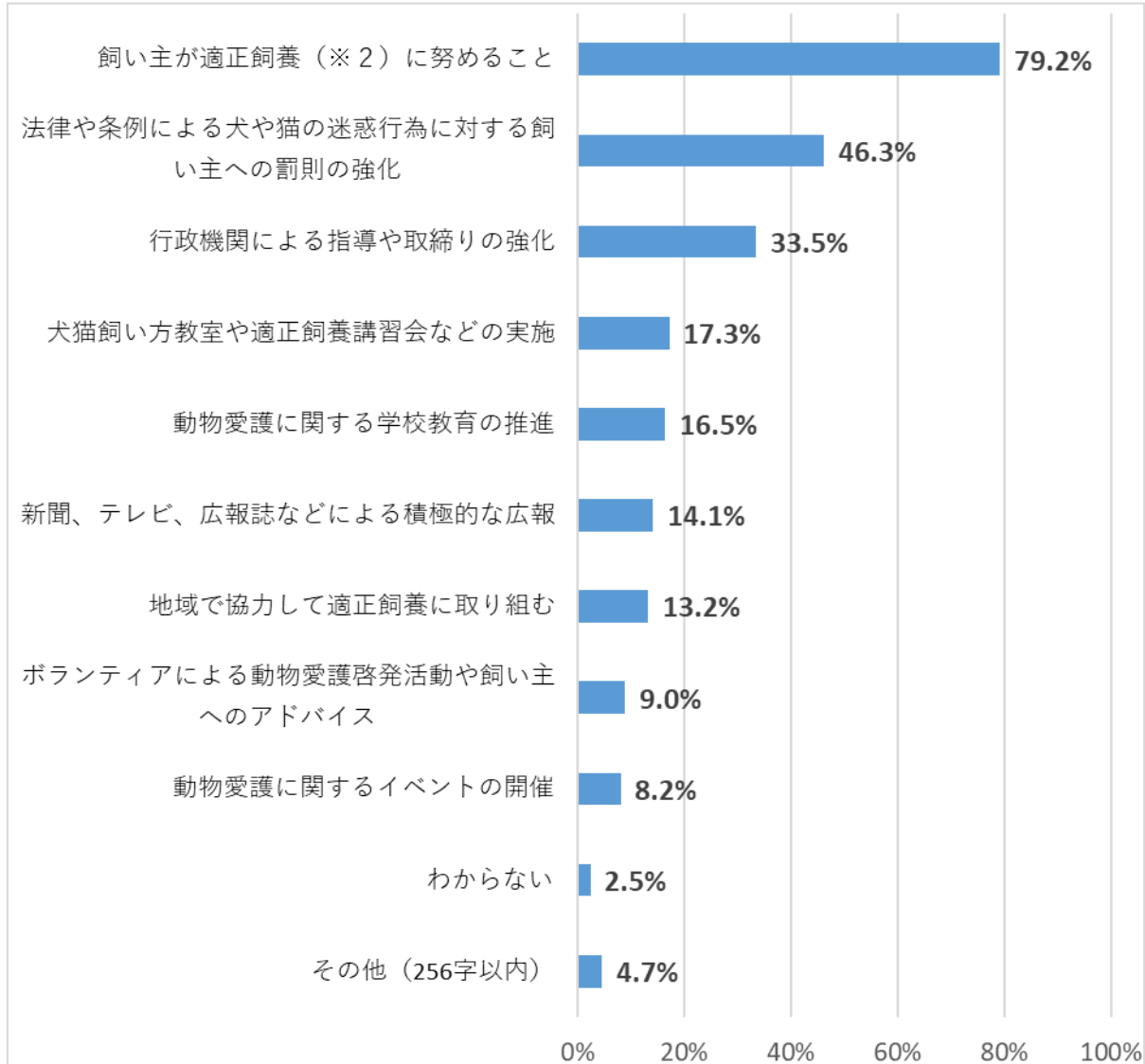
- ・避妊未手術の飼い猫を外に出すこと
- ・小さい子どもと歩いている時に、大型の犬の散歩に会うのは少し怖い
- ・野良猫に餌を与える人がおり、近所関係から直接苦情を言えないので困っている
- ・ロングリードで散歩し、実質ノーリードと変わらない状態であることに危険性を感じることがある

【問5】（犬や猫に関する困りごとへの対応について）

あなたは、犬や猫に関する困りごとを減らすためには、どのような手段が有効だと思いますか。
次の中から、あてはまるものを最大3つまで選んでください。

※2「適正飼養」とは、犬や猫などの動物の健康と安全を守り、人に危害を加えたり迷惑をかけたりにしないように飼養することです。

(n=1,204)



○全体として、「飼い主が適正飼養（※2）に努めること」が79.2%と最も高く、次いで「法律や条例による犬や猫の迷惑行為に対する飼い主への罰則の強化」（46.3%）、「行政機関による指導や取締りの強化」（33.5%）となった。

○「その他」（4.7%）として、次のような意見が挙げられた。（計 57 件）

- ・生体販売の禁止
- ・無責任な飼い主への啓蒙は不可能に近いので行政がもっと厳しく介入すべき
- ・飼育適正検査や資格取得者のみ飼育できるようにする
- ・行政機関による野良犬猫の捕獲
- ・複数種類の SNS での積極的な広報

【問 6】（殺処分ゼロの維持、収容頭数の減少に向けて）

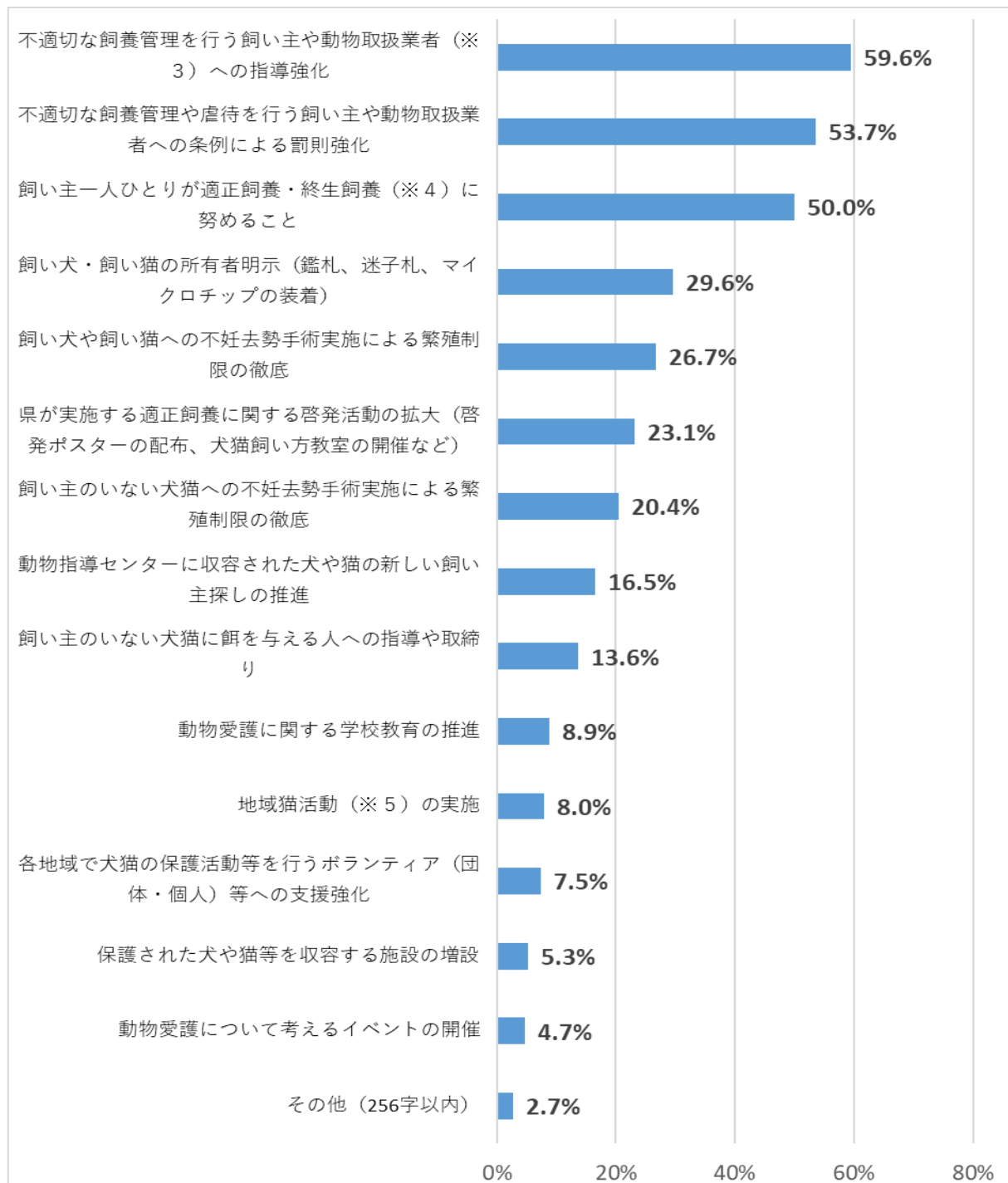
あなたは、本県の犬猫殺処分ゼロを引き続き維持し、更なる収容頭数の減少を図るために、必要なことは何だと考えますか。次の中から、あてはまるものを最大4つまで選んでください。

※3「動物取扱業者」とは、犬や猫などの動物の販売、保管、貸出、訓練、展示、競りあわせん、譲受飼養などを業として行う者のことです。

※4「終生飼養」とは、自らが所有する犬又は猫がその命を終えるまで、適切に飼養することです。

※5「地域猫活動」とは、不妊去勢手術等の実施により地域において飼い主のいない猫を適切に管理し、地域住民の理解と協力を得ながら、野良猫の数を減らすことを目的とした活動のことです。

(n=1,204)



- 全体として「不適切な飼養管理を行う飼い主や動物取扱業者（※３）への指導強化」が 59.6%と最も高く、次いで「不適切な飼養管理や虐待を行う飼い主や動物取扱業者への条例による罰則強化」（53.7%）、「飼い主一人ひとりが適正飼養・終生飼養（※４）に努めること」（50.0%）と続く。
- 「飼い犬・飼い猫の所有者明示（鑑札、迷子札、マイクロチップの装着）」（29.6%）、「飼い犬や飼い猫への不妊去勢手術実施による繁殖制限の徹底」（26.7%）、「県が実施する適正飼養に関する啓発活動の拡大（啓発ポスターの配布、犬猫飼い方教室の開催など）」（23.1%）も比較的多くの回答を得ている。
- 以上から、回答者の多くが、犬や猫などのペットを飼養する飼い主や動物取扱業者に対する指導や罰則の強化や、飼い主自身がペットの適正飼養に努めることが、本県の犬猫殺処分ゼロを引き続き維持し、更なる収容頭数の減少を図る上で必要であると考えている結果となった。
- 「その他」（2.7%）として、次のような意見が挙げられた。（計 33 件）
- ・ ペットを禁止する
 - ・ ペットショップによる動物販売の規制
 - ・ ペットを買う時や死んだ時、居なくなった時に行政への届出義務と、未実施の時の罰則

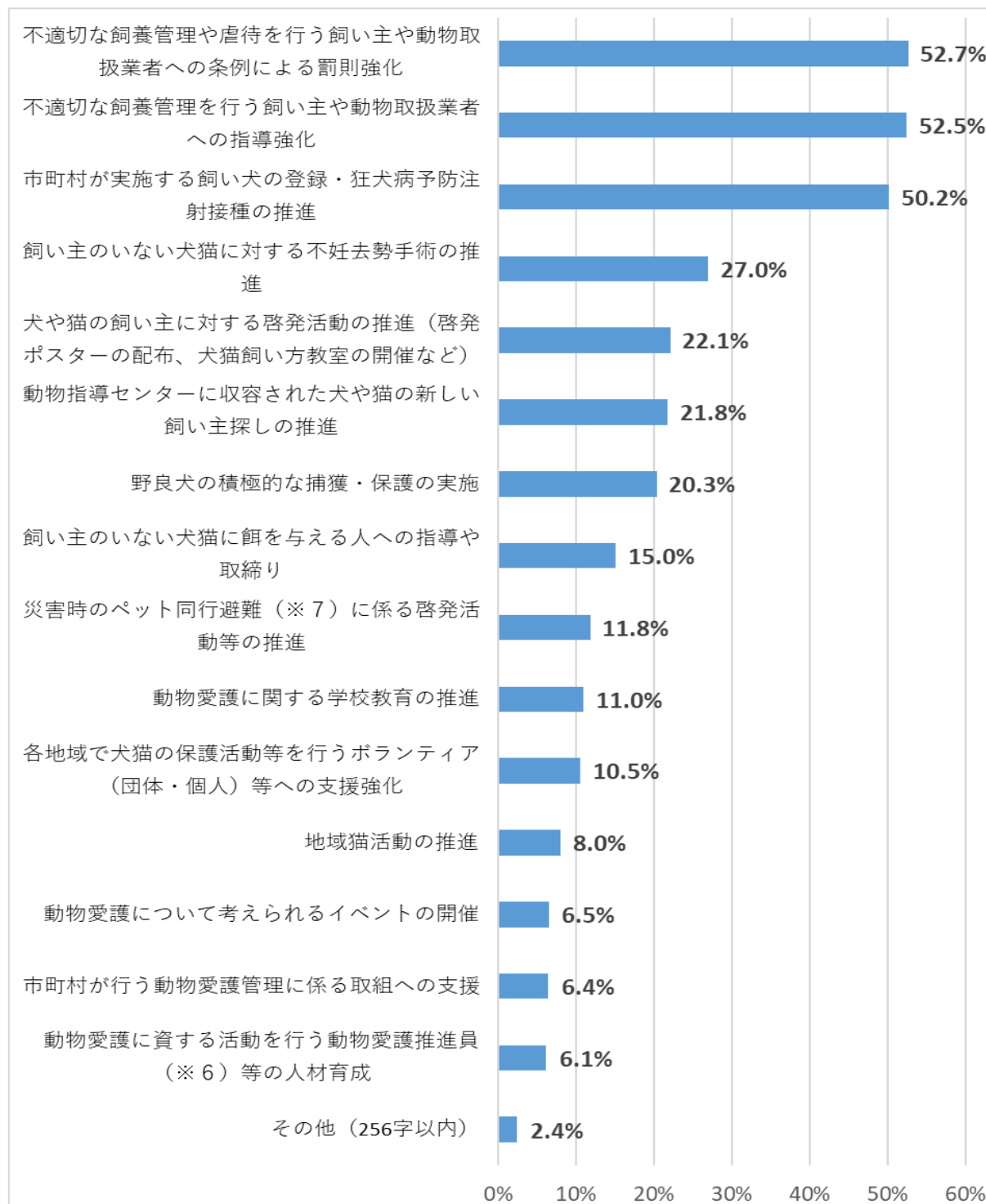
【問 7】（動物愛護管理について行政に期待すること）

あなたは、動物愛護推進のため、今後県に期待する取組や強化すべき取組は何だと思いますか。
次の中から、あてはまるものを最大4つまで選んでください。

※6「動物愛護推進員」とは、都道府県からの委嘱を受け、動物への理解と知識の普及のため、地域の身近な相談員として住民の相談に応じ、求めに応じて飼い方の助言をするなど動物の愛護と適正飼養の普及啓発等の活動を行う方のことです。推進員の委嘱や活動内容は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定されています。

※7「ペット同行避難」とは、災害時に、飼い主がペットと一緒に安全な場所（地域の避難所等）へ避難することです。

(n=1,204)



- 全体として「不適切な飼養管理や虐待を行う飼い主や動物取扱業者への条例による罰則強化」が 52.7%と最も高く、次いで「不適切な飼養管理を行う飼い主や動物取扱業者への指導強化」(52.5%)、「市町村が実施する飼い犬の登録・狂犬病予防注射接種の推進」(50.2%)となった。
- 「飼い主のいない犬猫に対する不妊去勢手術の推進」(27.0%)、「犬や猫の飼い主に対する啓発活動の推進（啓発ポスターの配布、犬猫飼い方教室の開催など）」(22.1%)、「動物指導センターに収容された犬や猫の新しい飼い主探しの推進」(21.8%)、「野良犬の積極的な捕獲・保護の実施」(20.3%)も、比較的多くの回答を得ている。
- 「その他」(2.4%)として、次のような意見が挙げられた。(計 29 件)
- ・飼育者の資格審査
 - ・条例による動物取扱業者の撤廃
 - ・多頭飼育崩壊現場の通報制度の整備
 - ・高齢一人暮らしでペットを飼う際、急な入院等に備えて、事前にペットの預かり先を確保しておくような啓発
 - ・迷っている犬猫をとりあえず保護したことがあるが、行政からも愛護団体からも「個人で何とかして下さい」と言われ困ったことがあったため、もっと保護する個人への支援が必要
 - ・同行避難可能な専用避難所を各市町村 1 つ以上は作る

【問 8】（自由記述）

動物愛護について、ご意見・ご要望などがありましたら、ご自由にお書きください。（2000 字以内）

（野犬問題）

- ・ 野良犬の積極的な捕獲・保護の実施を強化して欲しい。茨城県では少なくなってきたが、他県では野良犬が集団で生活しているのを見ると恐怖を感じる。人的被害が生じてからでは遅い。
- ・ 地域によって、飼い主の意識や野犬の住みつきやすい場所など、違いがあると思うので、放し飼いの犬猫、野犬や野良猫の多い市町村から優先的に対策した方が良いと思います。

（飼い主、動物取扱業者への指導、罰則）

- ・ 飼い猫、飼い犬その他ペットについては、飼い主の明確化を徹底して、飼育放棄できないよう徹底していくのが 1 番いい。
- ・ 動物、特にペットは飼い主の責任で寿命が尽きるまで世話をすることが基本的な事柄だと思っています。ペットを飼う時に、誓約書（必ず責任を持って世話をする。他人に迷惑をかけない等）に記入して、行政に届け出ることを義務化すべきだと思います。誓約書に違反した場合は、罰金等の罰則を課すようにすればかなり改善されるのではないのでしょうか。
- ・ ペットショップやブリーダーの販売時の顧客への指導徹底を義務化してほしい。

（適正飼養）

- ・ 飼い主は、責任を持ち最後までお世話する事を忘れない。出来ない時は、飼わない。命に責任を持つ、命の重さを十分理解するように子どもも大人も自覚出来るような教育、支援、広報が必要と思います。
- ・ 犬・猫の飼育の仕方がわからないまま、流行りやファッション的な感覚で飼われている方もいます。昔は、番犬として外に居るのが当たり前だったワンちゃんも、家族の一員として大切になっているのは嬉しいことですが、飼い方扱い方などもっと多くの人に知ってもらう機会があったほうが良いと思います。
- ・ 犬・猫だけでなく、ペットとして飼われている他の動物の適正な飼育についても県で力を入れてほしいです。

（保護犬猫の譲渡）

- ・ 保護犬の譲渡が、回りくどいシステムなのではないのでしょうか。私も保護犬を飼いたいが、センターから直接譲渡できなさそうなので、諦めています。もっと簡単に譲渡できたら、愛情を持ち飼いたい人はたくさんいると思います。
- ・ ペットショップによる動物の販売をやめ、動物指導センター等による譲渡会により飼主への十分な指導を行ったうえで飼主の資質をもたせることが肝要ではないかとおもう。

（地域猫）

- ・ 殺処分ゼロが実現された裏には、ボランティアや獣医師により各地で積極的に猫の TNR や不妊去勢手術が行われてきたということがあるかと思っています。民間だけでなく行政でもこうした取り組みを実施してゆくことがよいと思います。
- ・ 地域猫活動は野良猫がかわいそうだから餌をあげることで無いです。野良猫が増え鳴き声や糞尿で困ります。団体への指導や団体承認の厳格化を実施してほしい。

（団体等への支援）

- ・各地域で保護活動を行っているボランティア団体等に対して、行政の積極的な支援の継続が重要であると思います。
- ・法律上ペットはモノでしかないので、過剰なケアを行政が税金で対応するのは間違いかともおもわれます。ましてや、NPO などへの支援は無駄遣い。

（人獣共通感染症）

- ・夏になり、マダニや寄生虫が増えてくるので、犬や猫への感染対策の啓発に力を入れてほしい。

（学校教育）

- ・学校教育現場での特別授業を行える人材が各市町村に 1 人いないと全ての学校へ行き渡らないと思います。
- ・長い目でみると、動物愛護の知識を学校で学べば将来より適正な動物の飼育、動物の管理、動物愛護が広がると思うので、基本的な啓発活動の他に学校での啓発活動を強化して欲しいと思いました。

（ペット防災）

- ・同行避難については、全く経験が無いと思われるので、シミュレーションや避難訓練を実施してみても、どうでしょうか？避難所の外に、テントを張っての対応になるかも。
- ・災害時のペット同行避難が大事なのはわかりますが最優先は人間であり、人間の避難所体制が万全になったうえで検討すべきだと思います。
- ・ペット同行避難はできればすばらしいが、優先順位は低くしてほしい。人間だけの避難生活でも強いストレスの中に置かれるので、それを軽減する備えのほうが優先順位は高いと考えます。

（啓発・広報活動）

- ・普段生活している中で動物愛護の情報が入って来ないので、まずは正確な情報が得られる機会があれば良いと思います。
- ・動物が苦手な人や嫌いな人もいるということを理解している人は多くはないように思う。共生していくためには、ペットの飼い主にもそのような人への理解と配慮を行政から発信してもらいたい。
- ・殺処分や多頭飼いの酷い飼育環境などの厳しい現実はなかなか人の目に触れることがない。いい話だけでなく動物愛護の抱える問題についても広く知ってもらう必要があるのではないかな。

（その他）

- ・自分の意志で飼ったペットなのだから、飼い主が全ての責任を負うことが大前提。自治体は、その一助をする程度で構わないと思う。
- ・犬や猫を飼うということは、心が豊かになり何にも変え難い幸せなことです。反面お金もかかるし散歩もするなど、ある意味誰かが犠牲になるということだと認識してほしい。
- ・殺処分が減っているとは聞いていたが、ゼロになっているとは知らなかった。素晴らしいことだと思う。その反面、ボランティアに頼りすぎでは？と思うことも。

など 381 件の意見があった。

3 アンケート結果を受け、今後の事業展開・アンケートの活用方法等について

本アンケート結果は、人と動物の共生する社会の実現に資する取組を検討、推進していくための一助として活用します。

<茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例による成果の認知度>

<茨城県動物指導センターが行う業務の認知度>

- ・「犬猫殺処分ゼロの達成」及び「県への収容頭数減少」の認知状況について、「両方とも知らなかった」と回答した人が全体の 64.9%と約 6 割を占め、県が「茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例」に基づき実施した各種取組の成果について、認知度が低い状態であることが分かった。
- ・茨城県動物指導センターのイメージについて、「動物指導センターを知らない」と回答した人は 32.7%であり、最も高い割合となった。「動物指導センターは知っているが、特に印象がない」(6.1%)と回答した人を合計すると、約 4 割の人が動物指導センターについて知らない、又は印象を持っていないという結果となった。
- ・また、動物指導センターの業務に関するイメージでは、「犬や猫を保護、収容するところ」(28.7%)が最も高く、犬猫殺処分ゼロや収容頭数の減少に資する取組として実施している「動物愛護の啓発」や「保護、収容した犬や猫の譲渡、返還」については、いずれも 13.0%と低い割合に留まった。
- ・今後は、県の取組の成果である「犬猫殺処分ゼロの達成」及び「県への収容頭数減少」についてさらなる広報周知を行うと共に、本県の動物愛護管理行政の拠点が動物指導センターであることを県民に広く認識してもらえよう、効果的な広報活動を実施していく。併せて、本県の動物愛護管理に係る各種施策とその成果を広く周知し、動物愛護の意識向上を図る。

<犬猫の殺処分について>

- ・犬猫の殺処分の是非については、「殺処分は避けたいが、新しい飼い主への譲渡が困難であり、収容施設が過密状態である場合には、やむを得ない」(63.1%)、「殺処分は絶対にあってはならない」(22.2%)という回答が多くを占めた。
- ・県としては引き続き、犬猫殺処分ゼロの継続を目指し、適正飼養の啓発や保護犬猫の譲渡及び返還の促進、市町村や動物愛護団体の取組に対する支援などを実施していく。
- ・一方で、動物の福祉を考慮し、動物指導センターの収容状況が過密状態になった場合の対応について、慎重に検討を進めていく。

<犬や猫に関する困りごと>

- ・犬や猫に関する困りごとについては、犬猫の糞尿や鳴き声による生活環境の悪化や、犬の放し飼いに関する回答が全体として多く、その対応について、どのような手段が有効と考えるかについては、飼い主自身が適正飼養に努めることや、迷惑行為を行う犬や猫の飼い主に対し、指導や罰則の強化を求める回答が多くを占めた。
- ・犬や猫などのペットの飼い主が適正飼養に努めるよう、引き続きラジオや SNS といった各種媒体を活用した広報活動や、毎年 10 月に実施している「飼い主マナー向上推進月間」における普及啓発活動などを実施し、一層の推進を図る。また、動物指導センターで実施している「適正飼育指導員設置事業」では、引き続き犬や猫の飼い方に課題のある地域において重点的な監視指導を実施し、不適切な飼養による周辺生活環境への悪影響については是正を図っていく。

＜殺処分ゼロの維持、収容頭数の減少に向けて必要なこと＞

- ・ 本県の犬猫殺処分ゼロを維持し、更なる収容頭数の減少を図るために必要なことについては、「飼い主自身が適正飼養に努めること」や「飼い主に対する指導や罰則の強化」に加え、「動物取扱業者に対する指導や罰則の強化」が多くの割合を占めた。
- ・ 県内の動物取扱業者に対しては、県動物指導センターが中心となり監視指導を行っている。引き続き、業態や飼養頭数等に基づき定められた監視指導計画に沿って指導を行うと共に、住民から苦情等が寄せられた際には迅速に現地調査を実施するなど、動物取扱業者が関係法令を遵守されるよう監視指導を徹底していく。

＜動物愛護管理について行政に期待すること＞

- ・ 動物愛護推進のため、今後県に期待する取組や強化すべき取組については、「飼い主や動物取扱業者に対する指導や罰則の強化」と並び、「市町村が実施する飼い犬の登録・狂犬病予防接種の推進」が多くの回答割合を占めた。
- ・ 本県の狂犬病予防注射の接種率（市町村に登録された犬のうち、狂犬病予防注射を接種した犬の割合）は、近年 60% 台前半で推移しており（令和 6 年度：65.2%）、狂犬病のまん延を防ぐために必要とされる接種率 7 割を下回っている。
- ・ 狂犬病接種率向上のため、県民に対してはリーフレットやラジオ、SNS 等を活用した広報や、毎年 10 月の「飼い主マナー向上推進月間」を利用し普及啓発に努めていく。市町村に対しては、担当者会議等の機会を利用し、犬の登録台帳整理や未接種住民への働きかけなどの接種率向上に資する取組を案内するほか、特に接種率の低い市町村に対しては、個別に状況聞き取りや情報提供を行うなど、接種率向上に向けた取組みを促していく。

＜まとめ＞

- ・ 本アンケートの実施により、県民の「犬猫殺処分ゼロ」に対する認識や、動物愛護について課題と考えていること、今後の動物愛護管理行政に期待することを可視化することができた。今後は、本アンケートの結果を今後の施策を検討する際の一助として活用し、人と動物の共生する社会の実現に資する取組を検討、推進していく。

4 調査の概要

(1) 調査形態

調 査 時 期：2025 年 6 月 23 日 ～ 2025 年 7 月 6 日まで

調 査 方 法：インターネット（アンケート専用フォームへの入力）による回答

モ ニ タ ー 数：1,739 名

回 収 率：69.2%（回収数 1,204 名）

回 答 者 の 属 性：以下の通り

		人数（人）	割合（%）
全体（n）		1,204	100
地域別	県北	96	8.0
	県央	385	32.0
	鹿行	56	4.7
	県南	383	31.8
	県西	88	7.3
	県外	196	16.3
性別	男性	521	43.3
	女性	683	56.7
年齢別	16～19 歳	9	0.7
	20～29 歳	52	4.3
	30～39 歳	166	13.8
	40～49 歳	300	24.9
	50～59 歳	320	26.6
	60～69 歳	233	19.4
	70 歳以上	124	10.3
職業別	自営業	4	0.3
	会社員	18	1.5
	団体職員	60	5.0
	公務員	99	8.2
	主婦・主夫	127	10.5
	学生	116	9.6
	無職	97	8.1
	その他	5	0.4

(2) 担当課

茨城県保健医療部生活衛生課（動物愛護グループ）

電話：029-301-3418

E-mail：seiei1@pref.ibaraki.lg.jp

（注）割合を百分率で表示する場合は、小数点第 2 位を四捨五入した。四捨五入の結果、個々の割合の合計と全体を示す数値が一致しないことがある。

また、図表中の表記の語句は、短縮・簡略化している場合がある。